

第7回 光市中学校部活動改革推進協議会

スポーツ活動推進部会 要項

令和8年3月16日（月）

光市教育委員会 1階ホール

1 開会

2 議事

(1) 所管説明

令和7年度の地域展開に係る取組について

(2) 協議事項

ア 光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱の改正（案）について

イ 地域クラブ活動に係る各種支援について

(3) その他

3 閉会

第7回 光市中学校部活動改革推進協議会スポーツ活動推進部会 参加者一覧

1 スポーツ活動推進部会（20名）

項番	区分	所属等	氏名	備考
1	部長	スポーツ NPO 法人ひかりクラブ理事長	寺田 正示	
2	教職員	光市中学校体育連盟会長（島田中学校校長）	原田 敦史	
3	教職員	教頭会代表（島田中学校教頭）	新庄 暁	
4	教職員	光市中学校体育連盟理事長（島田中学校教諭）	島袋 脩	
5	地域	光市スポーツ協会会長	橋本 均	
6	地域	公益財団法人光市スポーツ振興会理事長	小松 和司	
7	地域	光市スポーツ少年団事務局	安野 展由	欠席
8	地域	障害者スポーツ団体ひかり苑	國澤 宗巖	欠席
9	地域	障害者スポーツ団体ひかり苑	大濱 和則	欠席
10	地域	光市野球連盟	有井 弘樹	欠席
11	地域	光市卓球協会	林 康則	
12	地域	光市バレーボール協会	秋友 隆	欠席
13	地域	光市陸上競技協会	弘中 祥夫	
14	地域	光市セーリング連盟	中村 公俊	
15	地域	光市バスケットボール協会	中野 龍一	
16	地域	光市ソフトテニス連盟	阿部 剛	
17	地域	光市剣道スポーツ少年団	中島 健介	
18	P T A	光市 P T A 連合会副会長（島田中）	山下 和彦	欠席
19	行政	福祉保健部福祉総務課長	岡村 光泰	
20	行政	教育委員会スポーツ推進課長	三好 知弘	

2 事務局（教育委員会）

項番	区分	所属等	氏名	備考
1	行政	部活動改革推進室長兼部活動改革推進係長	宮本 佳典	
2	行政	学校教育課（指導主事）兼 部活動改革推進室学校部活動担当職員	宮内秀一郎	
3	行政	文化・社会教育課文化振興係長兼 部活動改革推進室文化芸術担当係長	山下 俊一	
4	行政	スポーツ推進課スポーツ推進係長兼 部活動改革推進室スポーツ担当係長	小田亜紀子	
5	行政	部活動改革推進室部活動改革推進係	増本 晃太	
6	行政	部活動改革コーディネーター	大野 秀生	

光市地域クラブ活動団体登録一覧
(スポーツ活動団体: 30団体、文化芸術活動団体: 14団体、その他公認団体: 18団体)



光市中学校部活動の
地域展開情報サイト

【スポーツ活動団体】

R8.3.12 時点 HP掲載の登録団体

活動内容	項番	団体・クラブ名	参加対象	定員	活動日時・活動場所	会費等
軟式野球	1	光 Rays	中学生	なし	(当番) 水・木・土曜日 光市内グラウンド ※長期休業中は適宜	会費1,500円/月 (保険料1,000円/年)
	2	Rising Nova	中学生	30名	平日放課後1日~2日 土日祝1日 光市内グラウンド ※随時変更	年会費2,000円 (登録料、保険料含む) 会費3,000円/月
バレーボール	3	光排球倶楽部	中学生(女子)	なし	水曜日 17:00~19:00 光市勤労者体育センター 土曜日 8:30~11:30 光市勤労者体育センター ※土曜日は市内中学校バレーボール部の合同練習会	(当番) 会費500円/月 (保険料800円/年)
	4	LaZos VC (ラズ バレーボールクラブ)	小学4年~中学3年 (男女)	15名程度	月曜日 19:30~21:30 大和中学校 火曜日 18:30~20:30 大和小学校 金曜日 18:00~20:00 大和小学校 土曜日 9:00~12:00 光井小学校 ※2026.4.1から活動開始 ※時間、場所の変更あり	入会金1,000円 会費1,500円/月 (保険料800円/年)
バスケット ボール	5	HIKARI GLITTERS	中学生(女子)	なし	水曜日 19:00~21:00 光井小学校体育館 金曜日 19:30~21:00 光井小学校体育館 ※月曜日 17:30~19:30 土曜日 17:00~19:00 日曜日 16:00~19:00 以上サンアビリティーズ光 ※月土日のうち練習可能な2日	登録費4,000円 会費3,000円/月 (保険料800円/年)
	6	NEXSTARS光	小学5年~ 中学3年生 (女子)	なし	月曜日 19:00~21:00 島田中学校 水曜日 19:00~21:00 室積中学校 金曜日 19:00~21:00 光井中学校 日曜日 9:00~12:00 光市勤労者体育センター	会費3,000円/月 (クラブ生:3,000円 /練習生:2,000円) 登録料、保険料別
	7	Mix Nuts	中学生(女子)	20名	火曜日 19:00~21:00 浅江中学校 水曜日 19:30~21:30 大和中学校 土曜日 18:00~20:00 大和スポーツセンター 日曜日 9:00~12:00 大和スポーツセンター ※土曜日は時間、場所の変更あり	入会金4,000円 (JBA登録料2,000円 保険料800円/年含む) 会費5,000円/月
	8	HIKARI WINGS	中学生(男子)	15名	月・水曜日 19:00~21:00 大和小学校体育館 金曜日 19:00~21:00又は18:30~20:30 ※随時決定 日曜日 19:00~21:00 大和中学校体育館	入会金5,000円 (JBA登録料他、保険料含む) 会費3,000円/月 (練習生2,000円)
	9	Bear Fruit 大和	小学5年~ 中学3年生	15名	月・水曜日 17:30~19:30 旧三輪小学校体育館(自由参加) 火・木曜日 18:30~20:30 大和小学校体育館 土曜日 11:00~14:00 大和小学校体育館	1,500円/月 (保険料800円/年)
ソフトテニス	10	光クラブユース	中学生	20名程度	月・水曜日 19:00~21:00 大和総合運動公園 土曜日 13:00~16:00 大和総合運動公園	入会金5,000円 会費5,000円/月 (保険料800円/年)
卓球	11	チームα(チームアルファ)	小学生、中学生	10名程度	火曜日 18:00~20:00 光市総合体育館 (FreeSportsClub HIKARI(卓球)内) 木曜日 19:00~21:00 光井中学校柔剣道場 土曜日 13:00~16:00 室積中学校、浅江中学校 ※現在、在籍者多数のため募集を停止しています。	入会金等2,000円/年 (登録料600円、その他 登録料600円含む) 会費1,500円/月
	12	光卓球スポーツ少年団	未就学児~高校生	若干名	火・金曜日 19:30~21:30 テクノキャンパス研修センター 水曜日 20:00~21:30 光市スポーツ館 土曜日 15:00~17:00 光井中学校武道場	会費1,000円/月 ※入会時及び年度初め1,500円 (保険料800円/年)
	13	SEEDS	中学生	4名	火・金曜日又は水・金曜日 18:00~20:00 光市勤労者体育センター ※土日は大会等必要に応じて決定	入会金2,000円 (登録料、保険料含む) 会費3,000円/月
バドミントン	14	光ジュニア	中学生	10名程度	月・水・木曜日 19:00~21:00 光市総合体育館 13:00~15:00 上島田小学校 ※現在、在籍者多数のため募集を停止しています。	会費2,000円/月 (保険料800円/年)
サッカー	15	光フットボールクラブ	中学生	なし	火・水・木曜日 18:00~20:00 光スポーツ公園 土曜日 15:00~18:00 光スポーツ公園	入会金10,000円 会費3,000円/月 保険料別
	16	WM・FC	中学生	40名	火・木曜日 17:00~19:00 三井小学校 水曜日 18:30~20:30 大和総合運動公園 金曜日 19:00~21:00 大和総合運動公園 土曜日 16:30~18:30 三井小学校	入会金2,000円 (保険料含む) 会費300円/回
陸上競技	17	大和走ろう会 [短距離・中長距離]	中学生	20名程度	【短距離】火・水・木曜日 17:30~19:00 室積中学校 土曜日 14:00~16:00 光高校陸上競技場 【長距離】水曜日 17:50~19:00 アテリーボンパーク 土曜日 17:30~19:00 光高校陸上競技場 ※短距離・長距離とも都合により時間、場所の変更有	年会費2,000円 月謝1,000円 (保険料1,450円/年) 陸連登録費別
	18	光hopes(ひかりほーぷす)	中学生	なし	火・木曜日 17:30~19:30 光高校陸上競技場 土曜日 10:00~12:00 光高校陸上競技場	年会費1,500円 会費3,000円/月 (保険料含む)
	19	暁ランニングクラブ [中長距離]	中学生	20名	火・水・木曜日 17:00~19:00 土曜日 9:00~12:00 光高校陸上競技場、浅江小学校グラウンド	会費2,000円/月 (保険料800円/年)
柔道	20	光柔道スポーツ少年団	未就学児 小・中学生	5名程度	月・木曜日 17:30~19:00 光市スポーツ館 土曜日 14:00~16:00 光市スポーツ館	会費1,500円/月 (登録料、保険料別)
剣道	21	光市剣道スポーツ少年団	小学6年生 中学生	なし	火・木曜日 18:30~20:00 光市スポーツ館 土曜日 16:00~17:30 光市スポーツ館	会費1,500円/月 (保険料800円/年)
空手道	22	壮心館空手クラブ	小学生~一般	なし	火曜日 17:45~19:15 三井小学校体育館 土曜日 18:30~20:00 島田中学校武道館	会費1,500円/月 (保険料800円/年)
	23	室積空手クラブ	中学生	なし	火曜日 18:00~20:00 室積小学校体育館 木曜日 19:30~21:00 室積小学校体育館 土曜日 18:00~19:30 室積小学校体育館	入会金2,000円 会費1,500円/月 (保険料1,450円/年)
	24	武心会周防支部	5歳以上	10名	月曜日 18:30~20:00 周防小学校体育館 木・土曜日 18:00~19:30 周防小学校体育館	会費1,500円/月 (保険料800円/年)
	25	元修館光支部スポーツ少年団	小学生、中学生	なし	火曜日 18:00~19:30 光市スポーツ館 木・土曜日 18:00~19:30 島田小学校体育館	会費1,500円/月 (保険料1,450円/年)
	26	浅江空手クラブ	小学生、中学生	なし	火曜日 19:00~20:00 浅江中学校武道場 金曜日 17:50~19:20 浅江小学校体育館 土曜日 18:30~20:00 浅江中学校武道場	入会金2,000円 会費1,500円/月 (保険料800円/年)
合気道	27	山口合気会光道場	小学生~一般	なし	月・水・金曜日 20:00~21:30 光市スポーツ館	入会金3,000円 会費2,000円/月 一般のみ3,000円/月 (保険料800円/年)
弓道	28	光市弓道連盟	中学生	3~7名	水曜日 19:30~21:30 TAIKOスポーツセンター-田布施 土曜日 10:00~12:00 TAIKOスポーツセンター-田布施	会費1,500円/月 (保険料1,450円/年)
競技水泳	29	ひかりクラブ(競技水泳)	中学生~一般	30名程度	火・木・金曜日 17:00~19:00 山口県スポーツ交流村 土曜日・祝日 13:00~15:00 山口県スポーツ交流村	会費5,000円/月 入会金500円 水泳連盟登録料1,800円 (保険料800円/年)
少林寺拳法	30	少林寺拳法光峨嵋山支部 スポーツ少年団	中学生	40名	木・金・土曜日 19:00~20:00 普賢寺境内	兼籍年度会費4,000円 会費500円/月 (保険料800円/年)

【文化芸術活動団体】

活動内容	項番	団体・クラブ名	参加対象	定員	活動日時・活動場所	会費等
邦楽	1	光邦楽クラブ【筆、尺八】	中学生、高校生	10名程度	月2回土曜日 午前中 市内施設	会費1,000円/月 (保険料800円/年)
詩吟	2	吟詠宝山流麒麟会	小学生、中学生	なし	木曜日 16:00～19:00の間の1時間 大和コミュニティセンター	会費1,000円/月 ※R8, 3までは無料 (保険料800円/年)
	3	光風流山陽吟詠会 さくら支部	小学生、中学生	なし	月2回火曜日 18:00～19:00 室積コミュニティセンター	会費無料 (保険料800円/年) ※別途、資料代、イベント参加費
	4	光風流山陽吟詠会 浅江第一支部	小学生、中学生	なし	水曜日 19:00～20:30 浅江ふれあいセンター	会費無料 (保険料800円/年)
合唱	5	メンズコール光【男性合唱】	中学生(男子)	なし	木曜日 19:30～21:00 室積コミュニティセンター	会費500円/月 (保険料800円/年)
	6	混声くまげ「if」【混声合唱】	中学生	なし	金曜日 19:00～20:30 ゆめプラザ熊毛	会費500円/月 (保険料800円/年)
	7	光市民合唱団【混声合唱】	中学生	なし	火曜日 19:20～21:00 光井コミュニティセンター	会費1,000円/月 (保険料800円/年)
	8	たばせ少年少女合唱団【少年少女合唱】	幼児～高校生	なし	土曜日 9:30～12:00 西田布施公民館 日曜日 18:00～20:00 西田布施公民館 ※4・5月休み	会費750円/月(保険料別) Tシャツ購入1,300円
日本舞踊	9	吉優美会	中学生	8名	木曜日 17:30～18:30 島田コミュニティセンター	会費2,000円/月 (保険料800円/年)
吹奏楽	10	ひかり吹奏楽クラブ	小学5年～高校生	なし	月・木曜日 19:00～21:00 旧光丘高校 火・金曜日 19:00～21:00 (個人練習) 旧光丘高校 ※R8, 4活動開始	会費3,000円/月 (保険料800円/年)
写真	11	フレンド山口	中学生	10名	第3土曜日 13:00～15:00 地域づくり支援センター ※年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)	会費2,400円/年 (400円/1回) (保険料800円/年)
華道	12	光花っクラブ	小学生、中学生	10名	第2土曜日 10:00～12:00 地域づくり支援センター	花材費1,000円/1回 (保険料800円/年)
水墨画	13	墨州会	中学生	6名	①第1・3土曜日 9:00～11:00 地域づくり支援センター ②第4土曜日 13:00～16:00 室積コミュニティセンター ※①又は②のいずれかに参加	会費300円/月 (保険料800円/年)
短歌	14	光短歌クラブ	中学生	20名	第1土曜日 10:00～ 光井コミュニティセンター 第3土曜日 10:00～ 浅江コミュニティセンター 第1水曜日 17:00～ 島田コミュニティセンター	会費無料 (保険料800円/年)

【その他公認団体】

活動内容	項番	団体・クラブ名	参加対象	定員	活動日時・活動場所	会費等
セーリング	1	B & G光スポーツ交流村海洋クラブ	小学5年～中学生	18名	通年の第3土曜日及び日曜日 山口県スポーツ交流村	基本料金8,000円/年 各回参加料
ダンス	2	子ども未来応援団 N-Dance moving	幼児～高校生	各クラス 20名程度	月曜日、火曜日、土曜日(年10～24回) 地域づくり支援センター、三島コミュニティセンター 室積コミュニティセンター ※詳細はホームページ参照	入会金1,500円 会費500～3,000円/月 (クラスにより異なる) (保険料800円/年)
	3	ストリートダンススタジオ J.F.E.L.L.O.W	小学生、中学生	なし	木曜日 20:00～21:00 土曜日 18:00～19:00 ※いずれかに参加 ストリートダンススタジオ J.F.E.L.L.O.W 中島田2丁目17-20	会費4,000円/月 (保険料800円/年)
スポーツクライミング	4	BONDクライミングクラブ	中学生	10名	火・金曜日 18:00～19:30 BONDクライミングジム 室積2丁目10-5	初回登録料1,000円 会費5,000円/月 レンタルシューズ300円/回 (保険料800円/年)
ニューススポーツ	5	ニューススポーツ教室	中学1年生～	なし	2月24日、3月3日、10日、17日、24日(全て火曜日) 16:10～17:10(途中参加可) 山口県スポーツ交流村	1回500円 (保険料含む)
光市の探究活動	6	ひかり探Qプロジェクト	中学生、高校生	5名程度	個人のペースに合わせて随時(毎月1回程度) 光市教育委員会、地域づくり支援センター等	会費無料 (保険料800円/年)
野外活動等	7	中学生リーダー養成講座 ・光ジュニアクラブ	中学生、高校生	100名程度	野外活動等 年間13回(月1回)程度 ボランティア活動 年間9回程度 ※活動場所は講座ごとに設定(周防の森ロッジ他)	保険料200円/年 Tシャツ代2,600円程度 ※その他講座によって参加費を徴収
ボーイスカウト	8	日本ボーイスカウト光第2団	小学1年生以上	なし	月1～2回 土曜日・日曜日「野外活動」 2ヶ月に1回 キャンプ 周防の森ロッジ他	登録費5,700円/年 (保険料含む) 団費5,000円/年 会費1,500円/月
茶道	9	光お抹茶クラブ	小学生～高校生	10名	第1・3土曜日 10:00～12:00 大和コミュニティセンター	会費1,500円/月 (保険料800円/年) ※入会時に教材費がかかります。
	10	ひかり茶道クラブ	初級 小・中・高校生 上級 中・高校生	初級20名 上級2名以上	初級 第1・3土曜日 10:00～11:30 室積コミュニティセンター 上級 月3回火曜日又は水曜日 16:30～18:00 土曜日 15:00～16:30 室積市延10-37	初級 会費1,500円/月 上級 会費3,000円/月 (保険料800円/年)
手芸	11	手芸クラブ・布あそび	中学生	なし	第1・3日曜日 13:00～16:00 大和コミュニティセンター	会費無料 (保険料800円/年)
フルート	12	フルートオーケストラHIKARI	小学3年生～	なし	月2回土曜日 18:00～19:30 光井コミュニティセンター	入会金10,000円 会費4,000円/月
プログラミング 情報処理	13	プログラミングラボ ひかり	小学4年～高校生	10名	毎週平日2回 コワーキングスペース ヒカリバ ※「D'アソシエーション」[CoderDojo]にも参加できます。(毎月1回 以上、土日祝のいずれかに開催)	会費2,000円/月 (保険料含む) ※教材や機材等を準備して いただく場合があります。
地域貢献活動	14	Real Learning部	中学生	なし	月2回程度 16:00～18:00頃 地域コミュニティセンター他 ※イベントが土日祝日の場合は日中の活動	会費1,000円/年 (保険料800円/年) ※イベント企画ごとに 材料費がかかります。
クラフトバンド手芸	15	アトリエまるこ	中学生、高校生	5名	第2・4土曜日 10:00～12:00 中島田2丁目16-13	会費3,000円/月 ※入会時に入会費1,500円 がかかります。 (保険料800円/年)
和太鼓	16	ひかり太鼓保存会	小学生、中学生	5名程度	金曜日 19:00～21:00 光市民ホール ※会場の都合により変更になる場合があります。	会費1,000円/月 (保険料800円/年)
美術	17	光アートクラブ	中学生	30名程度	月に2回程度(土曜日) 9:00～12:00 島田中学校	会費3,000円/月 (保険料800円/年) ※別途材料費がかかります。
イラスト、造形	18	D-SEED	小学生～高校生	10名	木曜日 19:00～20:00 コワーキングスペース ヒカリバ	会費2,000円/月 (保険料800円/年)

地域クラブ活動の本格運用に向けて

1 地域クラブ活動団体の登録要件

(1) 登録要件

共通項目

- 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っている。
週2日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間以内、休日は1日3時間以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内としている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行し、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入している。

スポーツ活動団体

- 代表者等が光市スポーツ協会に加盟する団体に所属している、又は光市スポーツ少年団の指導者として登録している。
- 代表者等が公認指導者資格を有している、又は教育委員会が示す指導者研修会等を受講している。

文化芸術活動団体

- 代表者等が光文化協会に加盟する団体に所属しており、公認指導者資格を有している、又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講している。

その他公認団体

- 代表者又は指導者が公認指導者資格を有している、又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講している。

(2) 登録の有効期間

- 有効期間は登録日から3年間とする。

有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合

→有効期間満了日までに再度申請書を提出

2 指導者の不適切行為の防止への対応

(1) 指導者の要件を追加

- 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約していること
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をはじめとする反社会的勢力等である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有していないこと
- 過去に不適切行為や性犯罪歴等がないこと

(2) 指導者による不適切行為があった場合の対応

ア 代表者等の責務を追加

- 不適切行為があった場合の教育委員会及び関係機関への報告その他必要な対応

イ 適正な運営の確保等

- 教育委員会が、事実関係等を確認・把握し、当該指導者に対する注意又は、指導者名簿から当該指導者を取り消す。

光市地域クラブ活動実施要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この告示は、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、地域クラブ活動の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域クラブ活動団体 地域でのスポーツ活動や文化芸術活動等を通じて、生徒の健全育成を図ることを目的とした団体で、光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定し、登録を受けたものをいう。
- （2） スポーツ活動団体 地域クラブ活動団体のうち、山口県スポーツ協会等が主催する大会への出場を目指すものをいう。
- （3） 文化芸術活動団体 地域クラブ活動団体のうち、光文化協会の部門にある活動をするものをいう。
- （4） その他公認団体 地域クラブ活動団体のうち、前2号のいずれにも該当しないものをいう。

（地域クラブ活動団体）

第3条 地域クラブ活動団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間以内、休日は1日3時間以内とし、1週間当たりの活動時間は11時間程度の範囲内としていること。
- （2） 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行し、必要に応じて公の場で承認を受けていること。
- （3） 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- （4） 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入していること。

（代表者及び指導者）

第4条 地域クラブ活動団体には、代表者及び指導者を置かなければならない。

ただし、代表者が指導者を兼ねることを妨げない。

- 2 代表者は、地域クラブ活動団体を代表し、当該団体の運営を統括する。
- 3 指導者は、次のいずれにも該当する者で第6条第1項の申請を届け出た指導者名簿に記載された者とし、地域クラブ活動団体における活動の実技等の指導を行う。
 - (1) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な行為（以下「不適切行為」という。）は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士の不適切行為も許さないことを誓約していること。
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をはじめとする反社会的勢力等である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有していないこと。
 - (4) 過去に不適切行為や性犯罪歴等がないこと。
- 4 指導者のうち少なくとも1人以上は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者でなければならない。
 - (1) スポーツ活動団体 光市スポーツ協会に加盟する団体に所属する者又は光市スポーツ少年団の指導者として登録を受けている者で、公認指導者資格を保有しているもの又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したもの
 - (2) 文化芸術活動団体 光文化協会に加盟する団体に所属している者で、公認指導者資格を保有しているもの又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したもの
 - (3) その他公認団体 公認指導者資格を保有している者又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者
(代表者及び指導者の責務)

第5条 地域クラブ活動団体の代表者及び指導者は、次に掲げる事項の責務を負うものとする。

- (1) 地域クラブ活動団体の活動内容に関する指導
 - (2) 安全な活動のための知識及び技能の指導
 - (3) 大会、練習試合その他の活動の引率
 - (4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理
 - (5) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者及び学校への連絡その他の必要な対応
 - (6) 不適切行為があった場合の教育委員会及び関係機関への報告その他必要な対応
- (登録の申請等)

第6条 地域クラブ活動団体の登録を受けようとする団体の代表者は、地域クラブ活動団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の運営に関する規約
 - (2) 第4条第4項の要件に該当する指導者に係る公認指導者資格証又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したことがわかる書類の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、当該申請をした団体が地域クラブ活動団体として適当であると認めるときは、当該団体を地域クラブ活動団体として登録し、当該団体に地域クラブ活動団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 前項の登録の有効期間は、登録の日から3年間とし、有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間満了日までに第1項に規定する申請を行わなければならない。
- 4 地域クラブ活動団体の代表者は、第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、地域クラブ活動団体登録事項変更届出書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 5 地域クラブ活動団体の代表者は、地域クラブ活動団体の登録を取り消そうとするときは、地域クラブ活動団体登録取消申請書（様式第4号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 6 教育委員会は、前項の規定による申請があったとき、地域クラブ活動団体

が第3条若しくは第4条第4項の規定に該当しなくなったとき、又は地域クラブ活動団体として登録することが不相当と認めるときは、地域クラブ活動団体の登録を取り消し、当該団体に地域クラブ活動団体登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（適正な運営の確保等）

第7条 教育委員会は、地域クラブ活動団体の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会は、指導者による不適切行為があったときは、事実関係等を把握・確認しなければならない。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、教育委員会は当該指導者に対する注意を行い、又は指導者名簿から当該指導者を取り消すこととする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前にこの告示による改正前の光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱によりされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の光市地域クラブ活動実施要綱によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>光市地域クラブ活動実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、地域クラブ活動の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 地域クラブ活動団体 地域でのスポーツ活動や文化芸術活動等を通じて、子どもたちの健全育成を図ることを目的とした団体で、光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が<u>認定し登録を受けたものをいう。</u></p> <p>(地域クラブ活動団体)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) <u>週2日以上</u>の休養日を設定し、<u>活動時間は、平日は1日2時間以内、休日は1日3時間以内とし、1週間当たりの活動時間は11時間程度の範囲内</u>としていること。</p> <p>(代表者及び指導者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>3 指導者は、<u>次のいずれにも該当する者で第6条第1項の申請を届け出た指導者名簿に記載された者とし、地域クラブ活動団体における活動の実技等の指導を行う。</u></p> <p>(1) <u>暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な行為(以下「不適切行為」という。)は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士の不適切行為も許さないことを誓約していること。</u></p> <p>(2) <u>拘禁刑以上の刑に処せられ、そ</u></p>	<p>光市地域クラブ活動<u>(試行運用)</u>実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動の実現に向けた体制を整備するため、地域クラブ活動を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 地域クラブ活動団体 地域でのスポーツ活動や文化芸術活動等を通じて、子どもたちの健全育成を図ることを目的とした団体で、光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の<u>登録を受けたものをいう。</u></p> <p>(地域クラブ活動団体)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) <u>国が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること。</u></p> <p>(代表者及び指導者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>3 指導者は、<u>地域クラブ活動団体における活動の実技等の指導を行う。</u></p>

<p><u>の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をはじめとする反社会的勢力等である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有していないこと。</u></p> <p>(4) <u>過去に不適切行為や性犯罪歴等がないこと。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(2) <u>文化芸術活動団体 光文化協会に加盟する団体に所属している者で、公認指導者資格を保有しているもの又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講したもの</u></p> <p>(3) <u>その他公認団体 公認指導者資格を保有している者又は教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者</u></p> <p>(代表者及び指導者の責務)</p> <p>第5条 地域クラブ活動団体の代表者及び指導者は、次に掲げる事項の責務を負うものとする。</p> <p>(6) <u>不適切行為があった場合の教育委員会及び関係機関への報告その他必要な対応</u> (登録の申請等)</p> <p>第6条</p> <p>3 <u>前項の登録の有効期間は登録の日から3年間とし、有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間満了日までに第1項に規定する申請を行わなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 教育委員会は、前項の規定による申請があったとき、地域クラブ活動団体が第3条若しくは第4条第4項の規定</p>	<p>4 (略)</p> <p>(2) 文化芸術活動団体 光文化協会に加盟する団体に所属し、<u>及び教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者</u></p> <p>(3) その他公認団体 教育委員会が指定する指導者研修会等を受講した者</p> <p>(代表者及び指導者の責務)</p> <p>第5条 地域クラブ活動団体の代表者及び指導者は、<u>当該地域クラブ活動団体に加入する生徒に対して、次に掲げる事項の責務を負うものとする。</u></p> <p>(登録の申請等)</p> <p>第6条</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 教育委員会は、前項の規定による申請があったとき、地域クラブ活動団体が第3条若しくは第4条の規定に該当</p>
---	--

<p>に該当しなくなったとき、又は地域クラブ活動団体として登録することが不 適当と認めるときは、地域クラブ活動 団体の登録を取り消し、当該団体に地 域クラブ活動団体登録取消通知書（様 式第5号）により通知するものとする。</p> <p>（適正な運営の確保等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p><u>2 教育委員会は、指導者による不適切 行為があつたときは、事実関係等を把握・確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、必要があると 認めるときは、教育委員会は当該指導 者に対する注意を行い、又は指導者名 簿から当該指導者を取り消すこととす る。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この告示は、令和8年4月1日から 施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この告示の施行日前にこの告示によ る改正前の光市地域クラブ活動（試行 運用）実施要綱によりされた処分、手続 その他の行為は、この告示による改正 後の光市地域クラブ活動実施要綱によ りされた処分、手続その他の行為とみ なす。</u></p>	<p>しなくなったとき、又は地域クラブ活 動団体として登録することが不 適当と認めるときは、地域クラブ活動団体の 登録を取り消し、当該団体に地域クラ ブ活動団体登録取消通知書（様式第5 号）により通知するものとする。</p> <p>（適正な運営の確保等）</p> <p>第7条 （略）</p>
---	--

光市地域クラブ活動団体活動費補助金について

1 目的

地域クラブ活動団体が持続可能で多様な活動となるよう、団体が支出した用具の購入費や、夜間照明料、指導者保険料等について補助するもの。

2 対象者

市内中学校（附属光義務教育学校を含む。）に就学する生徒又は特別支援学校の中学部に就学する市内在住の生徒が所属している光市地域クラブ活動団体

3 補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費

地域クラブ活動に要する経費

（活動用具、熱中症対策備品、施設使用料、夜間照明料、指導者保険料 等）

※参加者個人が所有し使用するもの、食料品は対象外

(2) 補助金の額

補助対象経費の10分の10に相当する額（千円未満切捨て）

<上限額>加入生徒数に応じて段階的に設定

加入生徒数	1～12人	13～26人	27人以上
上限額	30,000円	40,000円	50,000円

※加入生徒数は申請日時点の人数

4 申請の流れ

(1) 交付申請書の提出

<添付書類>

- ・中学生の加入者名簿
- ・団体名宛ての領収書等
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 交付決定及び交付

5 交付決定の取消し

交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消す。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

光市地域クラブ活動参加者支援補助金について

1 目的

部活動の地域展開に係る地域クラブ活動団体に参加するための費用について、経済的に困窮する世帯に対して補助金を交付することで、生徒のスポーツ・文化芸術活動の参加機会を確保するもの。

2 補助対象者

地域クラブ活動に参加する生徒の保護者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）又は学校教育法第19条の規定による援助（以下「就学援助」という。）を受けている。
- (2) 光市に居住している。

3 補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費

補助対象者が市町村等において認定された地域クラブ活動団体に支払った参加費（月会費、年会費、保険料）

※交通費や旅費、ユニフォーム代などの費用は対象外

(3) 補助金の額

補助対象経費の10分の10に相当する額（千円未満切捨て）

※上限額24,800円（会費24,000円+保険料800円）

4 申請の流れ

(1) 交付申請書の提出

ア 添付書類

- ・生活保護受給証明書又は就学援助認定通知書の写し
- ・交付対象経費の領収書の写し又はその他支払いを証する書類

イ 申請期限

地域クラブ活動団体に参加費を支払う年度の3月31日まで

(2) 交付決定及び交付

5 交付決定の取消し

交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消す。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

○光市中学校部活動改革推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 光市内中学校生徒のスポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を確保し、体力や技能の向上を図るとともに、部活動に伴う教職員の負担を軽減するため、部活動の在り方や地域移行について検討する光市中学校部活動改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動改革に係るスポーツ・文化芸術活動の仕組みづくりに関すること。
- (2) 部活動の地域移行の円滑な推進のための具体的施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 地域スポーツ・文化芸術活動団体の代表者
- (3) 学校の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は1年（4月1日から翌年3月31日まで）とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(代表者会議)

第6条 協議会の議決機関として、協議会に代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、第2条に規定する所掌事項について協議又は検討をし、その結果について教育委員会に報告するものとする。
- 3 代表者会議に属する委員（以下「代表委員」という。）は、教育委員会が指名する。
- 4 代表者会議は、代表委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会長は、必要に応じて代表者会議に代表委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第7条 専門的な事項について審議するため、協議会に次に掲げる部会を置く。

（1）スポーツ活動推進部会

（2）文化芸術活動推進部会

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部長及び副部長各1人を置く。
- 4 部長は会長が指名し、副部長は部長が指名する。
- 5 部長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 第5条の規定にかかわらず、部会の会議は、部長が招集し、部長がその議長となる。
- 8 部長は、部会の会議の経過及び結果について代表者会議に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、光市教育委員会部活動改革推進室、学校教育課、スポーツ推進課及び文化・社会教育課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。